

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 多目的研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中央地区多目的体育館	霧島市福山町福山2458番地
中央地区多目的広場	霧島市福山町福山2446番地

第7条中「使用許可と同時に」を「使用者は、使用許可を受けた後、規則で定める日までに」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1時間につき）
体育館	280円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったこと、老朽化が進み使用実績がない福山中央地区研修棟を供用廃止すること等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。